

(様式2)

資料No.2

## 戸塚区連合町内会自治会連絡会4月定例会 議題

所管部署：戸塚区社会福祉協議会

議題名：「日本赤十字社」啓発チラシの全戸配布について(依頼)

お願いしたいこと

情報提供しますので、ご承知おきください。

(参考) 例年お願い・説明しているものです。

(前は、令和 7 年 4 月の区連会で説明しています。)

<問合せ先>

担当部署 戸塚区社会福祉協議会

担当者名 日赤担当:鈴木

TEL 866-8434 FAX 862-5890

Email [suzuki11@yokohamashakyo.jp](mailto:suzuki11@yokohamashakyo.jp)

戸塚区日赤発第 41 号  
令和 8 年 4 月 17 日

自治会町内会広報配布責任者 様

日本赤十字社神奈川県支部横浜市戸塚区地区  
委員長 白井 正和

## 「日本赤十字社」啓発チラシの全戸配布について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、日本赤十字社事業の推進に多大なるご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。  
ます。

日本赤十字社では、海外でおきた戦争・紛争の犠牲者や災害被災者に対する救援活動、  
国内で発生した大規模災害での救援活動をはじめ様々な活動を国内外で展開しております。  
これらの活動はみなさまから頂戴した赤十字活動資金によって運営され、毎年 5 月を「赤  
十字運動月間」として活動資金へのご協力を頂いております。

このたび、改めて「赤十字活動資金」のご協力をお願いするにあたり、地域の皆様に活  
動資金の用途等をお伝えすることを目的に「日本赤十字社」啓発チラシの全戸配布を行  
いたく、お手数おかけいたしますが、自治会町内会の皆様のご協力を賜りますようお願い申  
し上げます。

なお、チラシ以外の資材（ポスター、活動資金領収書等）につきましては、各町内会・  
自治会会長のご自宅又はご指定の場所等に別送いたします。

今後とも引き続き変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局：日赤戸塚区地区委員会  
(戸塚区社会福祉協議会内)

TEL 045-866-8434

FAX 045-862-5890

担当：鈴木



神奈川県支部による災害時を想定した訓練の様子

# 苦しんでいる人を救いたい

東日本大震災の発生から15年、熊本地震から10年、能登半島地震から2年。  
日本赤十字社では、いつ起こるかわからない大規模災害に備え、  
日頃から医療救護訓練や防災・減災の普及啓発などに取り組んでいます。

あなたのご支援で  
できることの一例

2,000円で

毛布1枚

災害時、避難所  
などでの生活に。



4,000円で

援護物資

県内各市町村に配備し、  
火災・風水害などの被害に  
あった方にお届けします。



5,000円で

緊急セット  
1セット4人分

避難所生活時に必要となる  
物が収納されています。



## 赤十字活動資金にご協力をお願いします。

町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。



日本赤十字社神奈川県支部は、  
皆さまのご寄付を財源に次のような活動をしています。

活動資金の約96%は皆さまからのご寄付によるものです(令和6年度実績)



## 災害救護事業



被災地に救護班を派遣し、医療救護活動やこころのケア活動を行います。そのため、日ごろから訓練や研修を重ね、災害に備えています。

## ほかにも災害に備えて… 赤十字防災セミナー



大規模災害の初期に重要な「自助」「共助」の力を養い、命を守るための取り組みを考えるセミナーです。自治会・町内会や学校などで実施しています。

## 救急法等の講習



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、県内各地で開催しています。

## 国際活動



世界中に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援と開発途上国における防災・保健衛生などの支援を行っています。

## 赤十字ボランティアの育成



赤十字の活動は、赤十字ボランティアによって支えられています。神奈川県には約2万人の赤十字ボランティアが活躍しています。

## 青少年赤十字



教育現場に赤十字の理念、知識、技術を取り入れ、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の3つの実践目標のもと、さまざまな活動を行っています。

引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

日本赤十字社神奈川県支部では、さまざまな方法でご寄付を受け付けています。

口座振替

クレジットカード・Amazon Pay

遺贈・相続財産寄付

各金融機関でのご寄付

